

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県事務委任規則の一部を改正

する規則

訓 令

○福島県事務決裁規程の一部を改正
する訓令

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十七日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第二十一号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則(昭和四十四年福島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号(3)及び(4)中「第九条の九第四項」を「第九条の九第五項」に改め、同号(9)及び同項第十三号(6)中「第六十三条第三項」を「第六十六条第一項」に改め、同号(19)中「第百条の十四」を「第百条の十一」に改め、同項第三十九号(1)中「有しない者に係るものを除く。(2)、(3)、(5)、(10)及び(11)」を「有する者に係るものに限る。(6)、(11)及び(17)」に改め、同号中(11)を(27)とし、(10)を(26)とし、(9)を(25)とし、(8)を(24)とし、(7)を(23)とし、(23)の前に次のように加える。

(22) 第二十二條第三項の規定による報告の受理

第三條第一項第三十九号(6)を同号(21)とし、同号(21)の前に次のように加える。

(18) 第十六條の規定による登録の抹消

(19) 第十七條第一項の規定による登録の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止の命令

(20) 第十七條第二項で準用する第十一条第二項の規定による通知

第三條第一項第三十九号中(5)を(17)とし、(4)を(16)とし、(16)の前に次のように加える。

(12) 第十三條第二項で準用する第十條第一項の規定による登録
(13) 第十三條第二項で準用する第十條第二項の規定による通知
(14) 第十三條第二項で準用する第十一條第一項の規定による登録の拒否
(15) 第十三條第二項で準用する第十一條第二項の規定による通知

第三條第一項第三十九号(3)を同号(11)とし、同号(11)の前に次のように加える。

(7) 第十二條第二項で準用する第十條第一項の規定による登録

(8) 第十二條第二項で準用する第十條第二項の規定による通知

(9) 第十二條第二項で準用する第十一條第一項の規定による登録の拒否

(10) 第十二條第二項で準用する第十一條第二項の規定による通知

第三條第一項第三十九号(2)を同号(6)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2) 第十條第一項の規定による登録(福島県の区域内に主たる事業所を有する者に係るものに限る。(3)から(5)まで、(7)から(10)まで、(12)から(15)まで、(18)から(20)まで及び(22)において同じ。)

(3) 第十條第二項の規定による通知

(4) 第十一條第一項の規定による登録の拒否

(5) 第十一條第二項の規定による通知

第五條第二号(3)を同号(39)とし、同号(39)の前に次のように加える。

(38) 第五十九條第三項の規定による勧告

第五條第二号中(32)を(37)とし、(31)を(36)とし、(30)を(35)とし、(29)を(34)とし、(28)を(33)とし、(27)を(32)とし、(26)を(31)とし、(25)を(30)とし、(24)を(29)とし、(23)を(28)とし、(22)を(27)とし、(27)の前に次のように加える。

(25) 第三十四條の十三第一項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査

(26) 第三十四條の十三第三項の規定による措置命令

第五條第二号中(21)を(24)とし、(20)を(23)とし、(19)を(22)とし、(22)の前に次のように加える。

(21) 第二十五條の七第二項第四号の規定による報告の受理

第五條第二号(18)を同号(20)とし、同号(20)の前に次のように加える。

(19) 第二十五條の七第一項第三号の規定による報告の受理

第五條第二号中(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 第二十一條の十の四の規定による通知

第七條第一号中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、(12)を(11)とし、同号(13)中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同号(13)を同号(12)とし、同号中(14)を(13)とし、(15)を(14)とし、(16)を(15)とし、(17)を(16)とする。

第十五條第一項第六号中(23)を(24)とし、(22)を(23)とし、(21)を(22)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)の次に次のように加える。

(16) 第四十五條第一項の規定による変更又は廃止の禁止又は制限

第十五條第一項に次の一号を加える。

第三十八 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の施

行

行

行

行

行

行

行

法（昭和46年法律第1項）に関する次に掲げる規定により読み替えられる第7条第1項の規定による児童手当の認定に定める児童手当の認定に改め、同部に次のように加える。

職員業務課福利厚生室	地方公務員法の施行に関する次に掲げること。第42条の規定による計画の樹立及び実施	○								
------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の五の表健康衛生総室の部業務課の項11の24中「第72条の3第1項」を「第72条の4第1項」に改め、同項11の24を同項11の27とし、同項11の27の前に次のように加える。

26 第72条の3の規定による命令		○								
-------------------	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第二の五の表健康衛生総室の部業務課の項中11の23を11の25とし、11の25を11の24とし、11の21を11の23とし、11の20を11の22とし、11の19を11の21とし、11の18を11の20とし、11の17を11の19とし、11の16を11の18とし、11の15を11の16とし、11の14を11の15とし、11の13を11の14とし、11の12を11の13とし、11の11を11の12とし、11の10を11の11とし、11の9を11の10とし、11の8を11の9とし、11の7を11の8とし、11の6を11の7とし、11の5を11の6とし、11の4を11の5とし、11の3の次に次のように加える。

(4) 第8条の2第1項の規定による報告の受理		○								
(5) 第8条の2第2項の規定による報告の受理		○								

別表第二の五の表健康衛生総室の部業務課の項13の(1)中「第12条」を「第18条」に改め、同項13の(2)中「第13条第1項」を「第19条第1項」に改め、同表備考一中「(5)、(6)、(7)及び(8)」を「(7)、(8)、(9)及び(20)」に改め、別表第二の七の表農業支援総室の部農業経済課の項中の(5)中「第73条第2項で準用する民法第56条」を「第72条の12の6」に

「反理事」や「一時理事の職務を行うべき者」に改め、同項2の(3)中「第73条第4項で準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改め、同部農業経済課金融共済室の項1の(2)中「第42条で準用する民法第56条」を「第33条の6」に改め、同表の備考中「クルーアの参事」を「課の課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第二の1の表備考2の改正規定（「専長」の次に「及び副専長」を加える部分に限る。）並びに別表第二の5の表及び7の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（行政経営課）